

# 雲南市市勢要覧 2025 印刷製本業務 仕様書

## 1. 業務の目的

対外的に市の紹介・情報発信手段の市勢要覧を発行・配布するため

## 2. 業務の内容

### (1) DTPによる版下の作成

市が提示する原稿、写真、その他必要な資料及び指示（以下「原稿等」という。）に基づき、紙面のデザイン、レイアウト編集等を行う。原稿等に基づくイラスト、図形及び図表の作製作業も含む。

### (2) 校正

市が指示する修正を行う。このほかに、誤字・脱字、表現上明らかな誤りがある場合などは、これを指摘する。

### (3) 製版、印刷、製本及び納品

### (4) 電子ファイルの作成

イラストレーターデータ及び見開きのページごとの PDF（高画質版と 20MB 未満版）を作成し、CD-R 等の電子媒体を使用して納品する。

3. 発行回数 1回

4. 発行部数 2,000部

5. 頁 数 16ページ

6. 規 格 ①仕上がりサイズ A4版  
②用紙 マットコート紙 A版 70kg 又は同等のもの

7. 校 正 原稿等入稿後ページごとに版下を作成し、隨時校正刷りを提出すること。

8. 刷 色 4色刷り

9. 製 本 A3を二つ折りにして中綴じ

10. 納 期 令和7年3月31日までに納品し、市が指定する検査に合格すること。

11. 納品場所 雲南市政策企画部広報広聴課

## 12. その他

写真、地紋、罫線等は市が指定する。

原稿等は電子メール送付又は手渡しとする。

著作権等について下記のとおりとする。

- ・本業務委託による成果物（既成のイラストを除く、本業務委託により作成した紙面デザイン、イラスト、図表等）に対する一切の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は雲南市に帰属するものとする。
- ・雲南市は、本業務により制作された成果物及び資料を独占使用できる。
- ・受注者は、雲南市の了解なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできない。

- ・受注者は、成果物について著作者人格権を使用しないこと。
- ・作成にあたっては、他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害になるような行為をしないこと。転載等を行う場合は、著作権の帰属について確認し、広報紙への掲載について、その利用許諾等適正な手続きをとること。